

(海洋政策研究財団 訳)※

中国・国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定
(2013 年 6 月策定)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定

第12期全国人民代表大会の第1次会議にて批准された「国務院機構改革及び機能転換方案」及び「国務院の各部・委員会管理の国家局設置に関する通知」に基づき、国家海洋局を設立し、国土資源部管理の国家局とする。

1. 機能転換

(1) 取り消された職務

- ①海洋環境予報サービスの資格認定
- ②海洋投棄物の検査機関資格の認定
- ③海洋石油探査開発による油流出事故応急計画の審査・許可
- ④国家級海洋自然保護区の実験区内における見学、観光活動の審査・許可
- ⑤海岸工程建設事業の環境影響報告書の審査
- ⑥「国務院機構改革及び機能転換方案」に基づき、取り消す必要のあるその他の職務

(2) 下部の行政機関へ移動された職務

- ①省の海域における県境界画定に関する職務を省級の海洋行政主管部門に移動させる。
- ②「国務院機構改革及び機能転換方案」に基づき、移動する必要のあるその他の職務。

(3) 強化された職務

- ①海洋総合管理、生態環境保護及び科学技術革新制度体制の建設を強化し、海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進するとともに、海洋事業発展を促進する。
- ②海上権益保護法執行を強化し、中国海洋警察隊を統一的に計画・建設・管理・指揮する。法執行行為を規範化し、法執行の流れを合理化するとともに、海洋権益保護法執行力を高め、海洋秩序及び海洋権益を保護する。

2. 主要職務

- (1) 内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及びその他の海域における海域使用、海洋生態環境保護、海洋科学調査、海島保護等に関する法律法規の草案を起草し、関連部門・組織と連携し海洋発展戦略及び海洋事業発展、海洋主体機能区、海洋生態環境保護、海洋経済発展、海島保護及び無人島開発利用等の計画を立案且つ監督実施するとともに、海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進する。

- (2) 海洋権益保護法執行に関する制度及び措置を立案し、法執行規範及びプロセスを策

定する。わが国の管轄海域において権益保護法執行活動を実施する。海上国境を管理・保護し、密輸、密航、麻薬密売等の違法行為活動を防止・取り締まるとともに、国家海上安全及び治安秩序を保護する。海上重要目標の安全警備を実施し、海上突発事件に対応・処分する。機船底引き網禁漁区の外側及び特定漁業資源漁場における漁業法執行検査を実施し、且つ漁業生産トラブルを調査・処理する。海域使用、海島保護及び無人島開発利用、海洋生態環境保護、海洋鉱物資源探査開発、海底パイプライン敷設、海洋調査測量及び海洋科学研究活動等の法執行検査を実施する。地方における海上法執行業務を指導・調整する。海上救助に参加し、海上漁業生産事故の調査処理を法律に基づき組織または参加するとともに、海洋環境汚染事故等を規定された権限に基づき調査処理する。

- (3) 海洋機能区画を策定及び監督・実施し、海域使用管理制度を立案及び監督・実施する。海岸線及び沿海省における海域境界線の画定業務を実施し、排他的経済水域及び大陸棚における人工島嶼、施設及び構造の建築、使用管理方法を起草且つ監督・実施する。
- (4) 海島保護及び無人島の開発利用管理制度を立案且つ監督実施し、わが国陸地海岸以外の海域、無人島、海底地形地名の管理業務を規定に基づき実施するとともに、領海基点等特殊用途海島の保護管理方法を策定及び監督・実施する。
- (5) 海洋生態環境保護業務を実施する。国家の要求に基づき海洋生態環境保護基準、規範及び汚染物海洋投棄の総量規制制度を立案且つ監督・実施する。海洋環境モニタリング及び評価規範を策定且つ実施する。海洋環境情報を発表し、海洋生態損害の国家の賠償業務を担当する。海洋領域の気候変動への対応業務を実施する。
- (6) 海洋観測予報及び海洋災害警報制度を立案且つ監督・実施するとともに、海洋観測ネットワーク計画を策定且つ実施し、海洋予報、海洋災害警報及び官報を発表する。海洋環境の安全保障体系を構築し、重大海洋災害の応急処理に参加する。
- (7) 海洋科学技術発展計画を立案及び実施し、海洋技術基準、計量及び規範を立案する。海洋調査を実施し、海洋科学技術の革新体制を構築・推進する。
- (8) 海洋経済運行の総合モニタリング、統計、評価及び情報発表業務を実施し、海洋産業構造の合理化に関する政策的意見を研究・発表する。
- (9) 海洋領域の国際交流及び協力を実施し、国際海事交渉及び協議に参加する。「国連海

洋法条約」、「南極条約」等国際海洋公約、条約及び協定を履行し、極地、公海及び国際海底関連事務を担当する。

- (10) 国家海洋委員会の具体的な業務を担当する。国务院、国家海洋委員会及び国土資源部より指定されたその他の事項を担当する。

3. 内設機関

上記の職務に基づき、国家海洋局は 11 ヶ所の内設機関を設置する。

(1) 事務室

電信、会議、機密、守秘、書類、情報化、監督・検査、安全・防衛等機関の日常運営業務を担当するとともに、政務情報及びプレスリリース業務を担当する。重要書類を起草する。

(2) 戦略計画及び経済司

海洋発展戦略及び海洋事業発展、海洋主体機能区等の計画を起草するとともに、監督・実施する。海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進するとともに、海洋経済発展情勢、問題点を把握し、制度体制及び改善に関する意見を発表する。国家海洋委員会事務室の日常業務を担当する。

(3) 政策法制及び島嶼權益司

法律・法規、規格の草案を起草する。海島自然支援の調査・評価を実施し、海島統計調査制度及び管理情報システムを構築する。海島統計調査広報を発表し、法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、無人島使用の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。「規範性文件（法律範囲外の制約性のある書類・文面）」の合法的審査業務を担当するとともに、行政法執行監督、行政再議、行政応訴業務を担当する。

(4) 海警司（海洋警察司令部、中国海洋警察指揮センター）

海洋權益保護法執行の制度及び措置を起草し、法執行規範及びプロセスを立案する。海洋警察隊の海上權益保護法執行活動に関する具体業務への統一指揮・指示を担当し、海洋警察業務育成計画を策定・実施するとともに、海洋警察隊の業務訓練を実施する。

(5) 生態環境保護司

海洋生態環境の保護状況、問題点を把握・分析するとともに、制度体制の改善に関する意見を発表する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海洋環境の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。陸起源汚染物の海洋投棄を監督し、海洋自然保護区・特別保護区管理制度及び技術規範を起草するとともに、監督・実施する。海洋生態補償制度を改善し、海洋生物多様性保護業務を実施するとともに、重大海洋生態の修復事業を実施する。

(6) 海域総管理司

海域使用状況、問題点を把握・分析し、制度体制の改善に関する意見を発表する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海域使用の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。海域使用政策及び技術規範を起草し、海域動態モニタリング業務を実施するとともに、海岸線及び沿海省における海域境界の画定業務を実施する。

(7) 予報防災司

海洋観測、予報及び評価の管理方法を起草するとともに、監督・実施する。海洋環境安全の保障体系を建設する。海洋防災制度体制の建設を推進し、海洋災害応急プランを策定するとともに、地方における海洋防災業務を指導し、重大な海洋災害の応急処理に参加する。

(8) 科学技術司

海洋科学技術発展計画、技術基準、計量、規範を起草するとともに、監督・実施する。海洋基礎調査、総合調査、特定項目調査、海洋科学技術の研究及び応用を実施するとともに、海水利用及び海洋再生可能エネルギーの開発利用業務を推進し、「数字海洋（海洋のデータベース化）」の建設及び海洋領域における衛星の応用に関する業務を担当する。

(9) 国際協力司（香港・マカオ・台湾事務室）

海洋領域の国際交流・協力、及び香港・マカオ・台湾地区との交流・協力を実施する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海洋科学研究の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。国際海事の交渉及び協議に参加し、関連の国際海洋公約、条約及び協定を履行する。

(10) 人事司（海警政治部）

機関及び直属機関の人事管理、機構編成、教育・育成業務を担当し、海洋人材チームビルディング計画及び政策を立案する。海洋警察隊の党組織建設、幹部隊建設に

関する政策・規定を起草し、思想・政治業務を指導するとともに、海洋警察隊の幹部資格審査、任免等の業務を担当する。

(11) 財務装備司（海洋警察後援装備部）

機関及び直属機関の予算・決算、財務、国有資産管理を担当する。海洋警察チーム基礎建設、装備及び後援建設の計画を起草・実施するとともに、経費、物資、装備基準及び管理制度を立案し、装備物資の購入を実施する。

党委員会は、機関及び直属機関の党・民衆関連業務を担当する。

退職幹部局は、機関の退職幹部関連業務を担当し、直属機関の退職幹部関連業務を指導する。

4. 人員編成

本規定（2013 年 6 月に策定）により、国家海洋局は人員 372 名で編成されることとなる。うち、局長 1 名（中国海洋警察局の政治委員を兼任）、副局長 4 名、副局長兼中国海洋警察局長 1 名、紀律検査委員会書記 1 名、司・局「領導（指導者）」職 44 名（チーフエンジニア 1 名、中国海洋警察副局長 2 名、副政治委員 1 名、党委員会専任副書記 1 名、退職幹部業務機関「領導（指導者）」職 1 名を含む）。

5. その他の事項

（1）国家海洋局北海分局、東海分局、南海分局を設置し、所轄海域における海洋監督管理及び権益保護法執行の職務を履行するとともに、対外的に中国海洋警察北海分局、東海分局、南海分局の名義の下で、海上権益保護法執行を実施する。3 つの海区分局は、沿海省（自治区、直轄市）に 11 か所の海洋警察総体及びその支隊を設置する。中国海洋警察局は、海洋警察総体を直接に指揮し、海上権益保護法執行を実施することができる。これらの機関は、人員 16,296 名で編成される。具体的な機構設置、職務及び編成事項は別途定める。

（2）公安部の関連職務と分業を行う。国家海洋局は、中国海洋警察局の名義で海上権益保護法執行を実施し、公安部の業務指導を受ける。

（3）国土資源部の関連職務と分業を行う。

①海洋管理及び法執行に関連する規則は、国家海洋局が起草し、国土資源部の審議を経て、国土資源部より発表する。

②国土資源部は、海洋資源の保護及び合理的利用を担当し、海陸統合計画を強化する

とともに、国土計画、土地利用総合計画、鉱物資源総合計画の全体コントロール作用を強化する。国家海洋局は、海洋鉱物資源の探査・開発に関する法執行検査を担当し、違法行為に対する行政処分を法律に基づき実施するとともに、行政許可の取り消しが必要と思われる場合は、証明書発行機関に許可の取り消しを申請する。

- ③国土資源部は、埋立て・囲い込みによる土地造成の竣工・検査後の土地使用管理及び登記・証明書発行を担当し、国家海洋局は土地造成以前の海域使用管理を担当する。埋立て・囲い込み年度計画、事業及び土地利用年度計画、事業の統合連携を共同で行う。

(4) 農業部の関連職務と分業を行う。

- ①農業部は、漁業政策、計画及び基準の立案を担当し、夏季休漁制度を策定するとともに、禁漁命令を発表する。国家海洋局は、海洋漁業政策、計画及び基準の立案に参加し、機船底引き網禁漁区の外側及び特定漁業資源漁場における法執行検査を実施するとともに、違法行為に対し法律に基づき行政処分を実施し、行政許可を取り消す必要があると思われる場合は、証明書発行機関に取り消しを申請する。
- ②農業部は、二国間または多国間の漁業協定及び地域漁業組織との協議及び条約実行業務を担当する。国家海洋局は、二国間漁業交渉や条約実行業務に参加し、二国間漁業協定に基づき共同管理水域における漁業法執行検査を実施するとともに、関連国家及び地域における関連漁業法執行機関の海上連合法執行検査との協調を図る。
- ③農業部は、国家海洋局等機関と連携し海洋漁業水域生態環境の保護に関する政策制度を立案し、海洋野生動物資源調査を実施するとともに、捕獲及び飼い慣らし・繁殖許可を法律に基づき実施する。農業部と国家海洋局は、海洋野生動植物自然保護区の画定方案を共同で提出する。国家海洋局は、法執行検査を担当し、違法行為に対し法律に基づき行政処分を実施するとともに、行政許可を取り消す必要があると思われる場合は、証明書発行機関へ取り消しを申請する。

(5) 税関本部の関連職務と分業を行う。

- ①税関と中国海洋警察は、情報交換・共有体制を構築する。税関密輸対策部門は、密輸情報の発見次第、直ちに中国海洋警察に情報提供を行う。中国海洋警察は取り調べを実施し、取り調べ状況をフィードバックするとともに、管轄権限に基づき案件引き渡しを実施し、案件引き渡し等の具体方法を双方共同で策定する。
- ②税関と中国海洋警察は協力連携を強化し、海上及び沿岸の税関が設けられていない場所における重大な密輸活動に対し、税関と中国海洋警察は連合撲滅行動をとることができ、部署の統一、組織の統一を図る。
- ③税関は、陸上及び内陸河川における密輸行為の調査中において、海上関連の密輸活動を発見した場合、中国海洋警察に知らせるとともに、中国海洋警察は直に取り

調べを行う。中国海洋警察は、海上取り調べ中、陸上及び内陸河川等における密輸行為を発見した場合、直ちに税関密輸対策部門に知らせ、調査を行う。

- ④税関は、監督・管理下の船舶が無断で監督・管理区を離れる場合、または監督・管理中暴力に遭遇する場合は、中国海洋警察に通報することができ、中国海洋警察は遮りとめなければならない。
- ⑤税関と中国海洋警察は、珠江河口水域における密輸撲滅の協力・連携を強化し、淇澳島大王角及び仔州島の灯火標識線以内の水域における密輸撲滅活動において、相互連携・協力を図る。

(6) 交通運輸部の職務と分業を行う。

- ①交通運輸部及びその中国海事隊は、水上交通安全の監督管理、船舶及び関連水上施設の検査・登記、船舶污染防治、航海保障等の行政管理及び法執行職務を履行する。海上交通事故、船舶及び関連水上施設の汚染事故へ応急処理を担当し、海上権益保護法執行行動に協力する。
- ②中国海洋警察は、権益保護法執行の実施中において、船舶及び関連作業活動による海洋環境汚染を発見した場合、直ちに制止措置を取るとともに現場調査を行い、処罰業務は、船舶污染防治に関する国際公約及び法律法規に基づき関連主管部門が行う。
- ③交通運輸部と国家海洋局は、海上法執行、污染防治等における協調・協力体制を構築し、実施する。

(7) 環境保護部の関連職務と分業を行う。

- ①環境保護部は、海洋生態環境保護業務を指導、調整及び監督するとともに、陸起源汚染物及び海岸事業建設による海洋污染防治・環境保護を担当する。国家海洋局は、海洋生態環境の監督管理を担当し、海洋生態環境の調査、モニタリング、監視、評価及び科学研究等を実施するとともに、海洋事業建設及び海洋投棄による海洋污染防治・環境保護を担当する。
- ②両部門は、重大な環境汚染及び生態破壊事件の調査処理業務におけるコミュニケーション・協調を強化し、直ちに関連情報を相互に知らせる。
- ③両部門は、海洋生態環境保護に関するデータ共有体制を構築し、海洋生態環境管理及び環境モニタリング等におけるデータを相互提供する。
- ④両部門は、海洋生態環境保護の連合法執行検査を強化し、沿岸地域における各級政府及び海洋関連部門の海洋生態環境保護責任の実行状況に対する監督・検査を実施する。

(8) 所属機関の設置、職務及び編成事項は、別途定める。

6. 附則

本規定は、中央機構編成委員会事務室が説明責任を持ち、その調整は中央機構編成委員会事務室が規定のプロセスに基づき実施する。

本規定の職務転換のうち取り消された職務の第 3 項、第 5 項で、法律の規定にかかわる調整は、法定のプロセスに基づき実施する。